

2024年2月7日付ウズベキスタン共和国閣僚会議決定第76号
ウズベキスタン共和国領内における外国営利団体駐在員事務所の認定および活動の
手順に関する規定の承認について

2021年7月24日付ウズベキスタン共和国大統領令第UP-6269号「行政サービス提供インフラの完全化および行政サービスへの国民のアクセスの拡充に係る施策について」の履行の確保、ならびにウズベキスタン共和国領内における外国営利団体駐在員事務所の認定および活動の手順のさらなる完全化を目的として、閣僚会議は以下の事項を決定する：

1. 附属書第1号に則った、ウズベキスタン共和国領内における外国営利団体駐在員事務所の認定および活動の手順に関する規定を承認する。同規定は以下の事項を定めるものである：

ウズベキスタン共和国領内における外国営利団体駐在員事務所（以下、「外国営利団体駐在員事務所」）の認定に係る管轄国家機関の権利および義務；

外国営利団体駐在員事務所の認定手順；

外国営利団体駐在員事務所の外国人職員の認定手順；

外国営利団体駐在員事務所の活動の組織立ておよび終了の手順。

2. ウズベキスタン共和国投資産業貿易省は2カ月以内に：

デジタル技術省との協力のもとに、行政サービスセンターと双方向行政サービス統一ポータルを介した外国営利団体駐在員事務所の認定の機会を創設することとし、これには外国語による申請書をポータル上で電子デジタル署名を付さずに提出する方法を含めること；

外国営利団体駐在員事務所の認定に係る行政手数料徴収手順の完全化を目的とした、ウズベキスタン共和国法「行政手数料について」の改定に関する提案を閣僚会議に提出すること。

3. 附属書第2号に則った特定のウズベキスタン共和国政府決定を失効したものとみなす。

4. 本決定は、その公布日より3カ月が経過した後に効力を発する。

5. 本決定の履行に対する監督を、ウズベキスタン共和国副首相 Zh.A.ホジャエフと投資産業貿易相 L.Sh.クドラトフに委任する。

ウズベキスタン共和国首相

A.アリポフ

タシケント市

2024年2月7日

第76号

ウズベキスタン共和国領内における外国営利団体駐在員事務所
の認定
および活動の手順に関する
規定

第1章 総則

1. 本規定はウズベキスタン共和国領内における外国営利団体駐在員事務所の認定および活動の手順を定めるものである。

2. 本規定の要件は、ウズベキスタン共和国領内における外国銀行駐在員事務所の認定には適用しない。

3. 本規定では以下の主な概念を使用する：

認定—ウズベキスタン共和国領内における外国営利団体駐在員事務所の開設許可証交付手続き；

認定証明書—認定機関が交付する書類であって、ウズベキスタン共和国領内においてウズベキスタン共和国の法令に従い駐在員事務所が活動する権利を有することを証明する書類；

認定カード—駐在員事務所の外国人職員に対し手続きされた職員認定を証明する書類；

認定機関—ウズベキスタン共和国投資産業貿易省；

駐在員事務所—ウズベキスタン共和国領内において外国営利団体の利益を代表しこれを保護する独立した下部組織であって、ウズベキスタン共和国領外にその本部組織を置くもの；

中央データベース—法人、および駐在員事務所、支店、もしくは恒久的施設を介して活動を遂行する外国法人、ならびに企業活動を遂行する自然人に関するウズベキスタン共和国閣僚会議附属税務委員会の中央データベース；

外国営利団体—外国の法令に従い登記し、国外における営利活動の遂行と駐在員事務所の開設に係る権利を有する会社、企業、団体、法人、その他の組織。

4. 外国営利団体は、ウズベキスタン領内における自らの利益の代表とその保護を目的とし、認定証明書を根拠として駐在員事務所を開設する。

5. 認定証明書は、本規定[附属書第1号](#)に則ったスキームに従ってこれを発行（延長）する。

6. 認定は、行政サービスセンターまたは双方向行政サービス統一ポータル（以下、「統一ポータル」）を介して、QRコード（マトリックスバーコード）が記載され、電子デジタル署名による証明がなされた認定証明書を交付する方法で実施する。

7. 駐在員事務所は法人格を有しないもので、経済活動または営利活動を行わない。

外国航空会社の駐在員事務所は、法令に定めのある手順に則り、ウズベキスタン共和国の国際条約に従ったうえで、ウズベキスタン共和国領内で営利活動を行う権利を有する。

8. 外国営利団体、駐在員事務所、およびその職員に対する課税は、ウズベキスタン共和国の[税法典](#)および国際条約に従い行うものとする。

第2章 認定証明書取得申請書の審査、 同証明書の交付または交付拒否に関する決定の採択

9. ウズベキスタン共和国領内における駐在員事務所の開設（認定期間の延長）を希望する外国営利団体は、行政サービスセンターまたは統一ポータルを介し、本規定[附属書第2号](#)に則ったデータシートに従い、しかるべき書類を添付したうえで電子形式をもって申請書を提出する。

10. 窓口での申請の場合には申請者に成り代わって行政サービスセンターの職員が、統一ポータル経由での申請の場合には申請者自身が、本規定[附属書第2号](#)に則った様式により、電子形式をもって電子申請書に記入する。当該行為を第三者に代わって遂行する場合には、所定の方法に則り作成した委任状を申請書に添付する。

11. 統一ポータルを介して申請書を提出する場合には、申請者の電子デジタル署名は必要とはならない。

12. 申請書の審査に係る手数料は徴収しない。

13. 認定証明書の交付に関する決定が採択された場合には、ウズベキスタン共和国[法](#)「行政手数料について」に定めのある額をもって行政手数料を徴収する。

統一ポータルを介して申請書が提出された場合に申請者から徴収する行政手数料の額は、行政サービスセンターでの申請時に支払うべき額の90%の額とする。

14. 認定証明書の交付に係る行政手数料は、以下の方法で分配する：

a) 行政サービスセンターを介した申請の場合：

18%をウズベキスタン共和国法務省行政サービス開発基金名義の予算口座に入金する；

残りの部分は認定機関開発・マテリアルインセンティブ基金の特別口座に入金する；

b) 統一ポータルを介した申請の場合：

10%をウズベキスタン共和国法務省行政サービス開発基金名義の予算口座に入金する；

11.25%をウズベキスタン共和国経済財務省付属国家財務サービス委員会内デジタル技術省付属国家機関「デジタル政府プロジェクト管理センター」の特別口座に入金する（このうち0.5%は統一請求システム経由による手数料納付証明費用）；

残りの部分は認定機関開発・マテリアルインセンティブ基金の特別口座に入金する。

行政サービス提供に係る行政手数料の納付は、情報通信システムをもってこれを確認する。

15. 外国営利団体駐在員事務所の認定（認定期間の延長）は、外国営利団体の要請に基づき、1年から3年の期間をもってこれを実施する。

16. 外国営利団体が提出した駐在員事務所認定申請書または認定期間延長申請書は、5営業日以内に認定機関がこれを審査し、その後、認定または認定拒否に関する決定を採択する。

外国営利団体は、駐在員事務所の認定に関する認定機関の肯定的な決定が採択された日より1カ月以内に、本規定第13項に定めのある支払いを遂行する義務を負う。支払いを行わなかった場合、外国営利団体は本規定の要件に従い新たな申請書を認定機関に提出する。

17. 駐在員事務所の認定または認定期間延長の拒否の根拠は以下のとおりとする：

提出書類が不足しているか、もしくは書類が所定の方法に則って作成されていない；

提出書類に不正確な情報が記入されている；

駐在員事務所規定がウズベキスタン共和国の法令と矛盾している；

外国営利団体または駐在員事務所によるウズベキスタン共和国の法令への違反に関する情報を認定機関が確認した。

申請書を再審査する場合、先に拒否根拠に記載しなかった理由を認定機関が提示することは認められないが、ただし、先に提示された理由が是正されたことを証明する情報に関連する拒否理由を提示する場合にはこの限りではない。

認定または認定期間の延長の拒否を承服できない場合、外国営利団体はウズベキスタン共和国の法令に定めのある方法に則り裁判所に提起する権利を有する。

18. 申請者は行政サービスのいかなる提供段階においても、その取得を拒否する権利を有する。申請者が行政サービスの取得を拒否する場合、当該の者の申請書は審査されずに放置される。この場合、行政サービス提供料は返還されない。

19. 駐在員事務所は、本規定[附属書第3号](#)に則った様式による認定証明書が交付された日より開設されたものとみなされる。

20. 自らの駐在員事務所の活動の継続を希望する外国営利団体は、認定機関に対し、認定証明書の有効期間が満了する少なくとも1カ月前までに、行政サービスセンターまたは統一ポータルを介して、しかるべき書類を添付したうえで電子形式をもって、本規定[附属書第2号](#)に則った申請書を提出しなければならない。

21. 駐在員事務所の認定有効期間の延長に関する肯定的な決定が採択された場合、認定機関は本規定[附属書第4号](#)に則った様式をもって認定証明書への追加書を作成する。

22. 認定機関は1日以内に、情報システムを介して、認定を取得した駐在員事務所に関する情報が中央データベースに登録されるよう確保する。この際、駐在員事務所は同時に、その所在地を管轄する国家税務機関に登録される。

第3章 駐在員事務所の活動の組織立て

23. 駐在員事務所は、これを設置した外国営利団体によって資産を分与され、ウズベキスタン共和国の法令に従い策定され外国営利団体の責任者によって承認された駐在員事務所規定を根拠として活動を遂行する。この際、駐在員事務所規定に定めのない種類の活動を遂行することは禁じられている。

24. 駐在員事務所は、所定の方法に則り作成された外国営利団体の委任状と、自らの権限が反映されている駐在員事務所規定を根拠として行動する駐在員事務所代表がその長を務めるものとする。

25. 駐在員事務所代表は認定機関の照会に応じて、外国営利団体および駐在員事務所に関する情報を提供する。

26. 駐在員事務所の職員は、外国市民とウズベキスタン共和国市民の両方で構成することができる。この際、労働活動の遂行を目的として駐在員事務所に採用する外国市民の割合は、40%を超えてはならず、5人以内でなければならない。駐在員事務所での労働に採用される外国市民は認定の対象となる。

27. 駐在員事務所の外国人職員の認定カードは12カ月を期限として交付しその後の延長を可能とするか、もしくは、委任状の期間に基づいて、駐在員事務所の認定期間を超えない期間をもって交付する。

28. 駐在員事務所代表の認定申請書は外国営利団体が、駐在員事務所職員の認定申請書は外国営利団体または所定の方法に則り作成された委任状を根拠として駐在員事務所代表が、認定機関に提出する。申請書には以下の書類を添付する：

本規定[附属書第5号](#)の雛型に則ったウズベク語および英語による個人情報シート2部；

パスポート（IDカード）の写し。ただし、内務機関移民・国籍手続課による登録情報が記載されていることが必須；

駐在員事務所代表の名で発行された委任状、または駐在員事務所の職員雇用に関する書類の写し。

29. 認定機関は5営業日以内に申請書を審査し、認定または認定拒否に関する決定を採択する。

30. 駐在員事務所職員の認定または認定拒否の根拠は以下のとおりとする：

提出書類が不足しているか、もしくは書類が所定の方法に則って作成されていない；

提出書類に不正確な情報が記入されている。

31. 外国人職員の認定カードは、本規定[附属書第6号](#)に則った様式で作成する。

32. 認定を取得した外国人職員は、法令に従い、認定を取得した駐在員事務所においてのみ、対外労働移民庁の許可を取得せずにウズベキスタン共和国領内で労働活動を遂行する権利を有する。

33. 外国人職員に対するウズベキスタン共和国への入国ビザは、法令に定めのある方法および期間をもってこれを発給する。

34. 駐在員事務所での労働へのウズベキスタン共和国市民の採用手続きは、ウズベキスタン共和国の労働関連法令に従いこれを遂行する。

35. 認定期間が満了し、その延長がなされなかった外国人職員は、ウズベキスタン共和国領内に滞在する権利を証明する別段の法的根拠がない限り、法令に定めのある方法に則りウズベキスタン共和国領内から退去しなければならない。

36. 駐在員事務所は、自己の必要のための以下の経費の支払いに関する決済を遂行する権利を有する：

交際費；

駐在員事務所の必要のための什器・備品購入費；

駐在員事務所職員の賃金の決済；

旅費交通費；

リース費、水道光熱費、租税公課。

駐在員事務所は、保税倉庫内の製品へのデジタルマーキングをはじめ、法令に従い必須デジタルマーキングの対象となっている製品へのデジタルマーキングを目的としたマーキングコード提供サービスに係る決済を遂行する権利を有する。この際、当該の決済は営利活動とはみなさない。

37. 駐在員事務所は、ウズベキスタン共和国領内において法令の要件に従い、政府機関および非政府機関、ならびに自然人との相互協力を遂行する。

38. 駐在員事務所は、外国営利団体によって割当てられた資金をもって決済を遂行する。

39. 国民通貨による駐在員事務所の資金源は以下のとおりとする：

ウズベキスタン共和国の法令が定める方法に則り行われた外貨両替；

ウズベキスタン共和国の国民通貨による外国営利団体の資金であって、同団体の決定に基づき駐在員事務所の手元に残された資金。

第4章 駐在員事務所の活動の終了

40. 以下の場合、駐在員事務所の活動は終了となる：

認定期間が満了したが、外国営利団体が駐在員事務所の認定延長を申し出なかった場合；

外国営利団体が決定した場合；

裁判所が決定した場合；

外国営利団体または駐在員事務所が、駐在員事務所の認定条件または認定期間延長条件をはじめとするウズベキスタン共和国の法令に違反した場合で、認定機関が決定した場合；

駐在員事務所がその規定に定めのない種類の活動を遂行した事実が明らかになった場合で、認定機関が決定した場合；

ウズベキスタン共和国領内に駐在員事務所を置いている外国営利団体が清算される場合にはその清算時点から、同団体の活動が再編された場合にはその再編時点から。ただし、組織改造、合併、統合の場合はこの限りではない。

組織改造、合併、統合の結果、再編された外国営利団体がウズベキスタン共和国領内における駐在員事務所の活動の延長を希望する場合、同団体は本規定[附属書第2号](#)に定めのある方法および様式に則り、認定証明書の再交付申請書を認定機関に提出する。

認定証明書の再交付に係る行政手数料は徴収しない。

本号に定めのある場合において駐在員事務所の活動を期限前に終了する場合、駐在員事務所の認定および駐在員事務所の認定期間延長に係る納付済みの行政手数料は返還の対象とならない。

41. 外国営利団体またはその駐在員事務所は認定機関に対し、外国営利団体の清算もしくは再編について2週間以内に通知する義務を負う。

駐在員事務所によって外国営利団体の清算もしくは再編が報告されたか、または認定機関がその情報を独自に把握した場合、認定機関は外国営利団体の清算もしくは再編の日より駐在員事務所の活動を終了する決定を採択する。

42. 駐在員事務所の活動の終了に関する認定機関の決定を承服できない場合、外国営利団体は裁判所に提訴する権利を有する。

43. 認定期間が満了し、かつ認定機関の決定に基づき駐在員事務所の活動が終了される場合、認定機関は駐在員事務所に対し、当該の決定を通知する。

44. 認定機関は駐在員事務所の活動終了に関する報告を取得した後1日以内に：

しかるべき情報が中央データベースに登録されるよう確保する；

ウズベキスタン共和国経済財務省付属関税委員会に通知する。

第5章 最終規定

45. 本規定の要件に違反した者は、法令に定めのある方法に則り責任を負う。

ウズベキスタン共和国領内における外国営利団体駐在員事務所の認定証明書の交付
または証明書の有効期間の延長に係る
スキーム

段階	主体	措置	履行期限
第1段階	ウズベキスタン共和国領内に自らの駐在員事務所の開設を希望する外国営利団体	行政サービスセンターまたは双方向行政サービス統一ポータルを介して以下を送付： a) 駐在員事務所の認定申請書（しかるべき書類を添付） b) 認定証明書の有効期間延長申請書（しかるべき書類を添付）	要望に応じて 駐在員事務所が交付を受けた認定証明書の有効期間が満了する 1カ月前
第2段階	行政サービスセンター、統一ポータル	申請書とそれに添付された書類を認定機関に自動送信	リアルタイムで
第3段階	投資産業貿易省（認定機関）	1. しかるべき書類の受領、審査 2. 駐在員事務所の認定または認定拒否に関する決定の採択 3. 駐在員事務所の認定拒否根拠となった理由を是正した後に外国営利団体が書類を再提出した場合における書類の再審査	申請書受領日より5営業日以内
第4段階	認定機関	1. 駐在員事務所の認定に関する肯定的な決定を採択した場合には申請者にこの旨を通知するとともに、行政手数料の納付に使用する自らの口座詳細情報を通知 2. 駐在員事務所の認定を拒否する場合には申請者に通知を送付（具体的な拒否理由と、指摘された不備を是正した後に審査書	決定採択日にリアルタイムで

		類を再提出するに足る期日を明記)	
第5段階	外国営利団体	行政サービスの提供に係る行政手数料の納付は情報通信システムをもって確認される	入金日より1営業日以内
	認定機関	1. 情報通信システムをもって行政手数料の納付が確認された場合には、QRコード（マトリックスバーコード）が記載され、電子デジタル署名による証明がなされた駐在員事務所認定証明書を交付 2. 認定証明書の交付後、行政サービスセンターまたは統一ポータルを介してこれを提示	駐在員事務所の認定に係る料金が認定機関の口座に入金された後

[本規定](#)附属書第2号

ウズベキスタン共和国領内における外国営利団体駐在員事務所の
認定証明書交付に係る
データシート

1.	書類の名称	認定証明書
2.	書類の取得が必要となる活動（行為）	ウズベキスタン共和国領内における外国営利団体駐在員事務所の活動の遂行
3.	申請者のカテゴリー	外国営利団体
4.	管轄機関	ウズベキスタン共和国投資産業貿易省
5.	書類取得時における提出書類	<p>I. 認定証明書の取得時：</p> <p>a) 申請書 申請書には以下の事項を明記する*： 外国営利団体に関する情報（名称、登記国、所有形態、組織・法的形態、登記証明書番号、創設者〔参加者〕、所在地、定款資本、連絡先、活動歴）； 外国営利団体の活動に関する情報（総職員数、業種、製品〔商品〕のリスト、直近会計年度における商品〔役務、サービス〕の取引高）； 外国営利団体の代表に関する情報（姓・名・父称、国籍、連絡先）；</p>

既存の子会社、駐在員事務所、支店に関する情報；

協力の発展に係る展望、ウズベキスタン共和国の企業・組織との実務上およびその他の形態による相互協力、駐在員事務所が履行を促す契約・取引（これらが存在する場合）に関する情報；

駐在員事務所開設期日；

申請書記入者に関する情報（姓・名・父称、連絡先）；

b) しかるべき国の法令に従い登記された外国営利団体創設文書（定款、創設証書）；

c) しかるべき国家機関によって交付された書類であって、所在国における外国営利団体の正式登記を証明する書類（国家登記証明書または商業登記抄本、貿易許可証）；

d) 外国営利団体が発行した委任状であって、駐在員事務所代表のパスポート（IDカード）データと、当該の者に委任される全ての権限の詳細が明記されているもの；

e) 外国営利団体代表個人の署名と組織印（これが存在する場合）による証明を受けた駐在員事務所規定。

II. 認定証明書の期間延長時

a) 申請書

申請書には以下の事項を明記する*：

外国営利団体に関する情報；

外国営利団体の代表に関する情報；

外国営利団体の首脳部に関する情報；

既存の子会社、駐在員事務所、支店に関する情報；

協力の発展に係る展望、ウズベキスタン共和国の企業・組織との実務上およびその他の形態による相互協力、駐在員事務所が履行を促す契約・取引（これらが存在する場合）に関する情報；

駐在員事務所の認定延長期間；

申請書記入者に関する情報（姓・名・父称、連絡先）；

b) 外国営利団体が発行した委任状であって、駐在員事務所代表のパスポート（IDカード）データと、当該の者に委任される権限の詳細が明記されているもの（先に認定機関へ提出した委任状の期間が満了している場合）；

c) 駐在員事務所の活動に関する情報（郵便宛先、連絡先、駐在員事務所職員のパスポート〔IDカード〕データ、ウズベキスタン共和国における外国

		<p>営利団体の主たる対外経済活動の成果、特に投資フローや締結済みの協定・条約・契約に関する情報、現地パートナーに関する情報、慈善事業・スポンサーシップ事業への参加に関する情報）；</p> <p>d) 占有する建造物に対する権利を証明する賃貸契約書またはその他の民法上の契約書の写し。</p>
6.	申請書の審査に係る手数料の額	手数料は徴収しない。
7.	書類の交付に係る手数料	ウズベキスタン共和国法「行政手数料について」に従い行政手数料を徴収する。
8.	申請書審査期限	5営業日以内
9.	許可要件および条件	ウズベキスタン共和国の法令に定めのある方法に則り、かつウズベキスタン共和国の国際条約に従ったウズベキスタン共和国領内における活動の遂行。
10.	書類の交付に当たっての調整機関	なし
11.	書類の有効期間	1年～3年
12.	備考	<p>本データシート第5項に定めのある書類は： 公証人による証明を受けた形で、国語またはロシア語をもって提出する； 外国営利団体の登記国におけるウズベキスタン共和国の領事機関で、あるいは、領事機関がない場合には外国営利団体の登記国の外務機関、ウズベキスタン共和国における当該国の領事機関または外国代表部で、所定の方法に則り認証を受けた後、ウズベキスタン共和国外務省領事法務局で承認を受ける。</p> <p>外国公文書の認証に係る要件を廃止した1961年10月5日付のハーグ条約に従い書類にアポステューユが付されている場合、または書類がウズベキスタン共和国の国際条約に従い作成されている場合には、認証は不要である。</p> <p>本データシート第5項に定めのある書類の一部に係る規定が外国営利団体の登記国の法令にない場合、外国営利団体は認定機関に対し、外国営利団体創設国の外務省またはウズベキスタン共和国における当該国の外国代表部による確認書を提出する。</p> <p>本データシート第5項に定めのある書類は、公布日または作成日より6カ月以内に認定機関に提出しなければならない。</p> <p>申請者は認定機関に送付する情報の信頼性に対する責任を負う。</p>

**AKKREDITATSIYA
GUVOHNOMASI**

_____-son
kk/oo/yyyy

*O'zbekiston Respublikasi Investitsiyalar,
sanoat va savdo vazirligi*

_____ «_____»
(mamlakat nomi) (korxonona nomi)
_____ga
(tashkiliy-huquqiy shakli)

«_____»

*nomi bilan o'z vakolatxonasini ochishga
ruxsat beradi.*

*Vakolatxona o'z faoliyatini O'zbekiston
Respublikasining _____ qonunchilik
hujjatlariga muvofiq amalga oshiradi.*

*Mazkur guvohnoma _____ gacha
haqiqiy deb hisoblanadi.*
kk/oo/yyyy

**CERTIFICATE OF
ACCREDITATION**

No _____
dd/mm/yyyy

*Ministry of Investment, Industry and
Trade of the Republic of Uzbekistan
hereby permits*

(organizational legal form)
«_____» _____
(company name) (country name)

*to open its representative office in the
Republic of Uzbekistan by the name*

«_____»

*The Representative office carries out its
activities in accordance with the
legislation of the Republic of Uzbekistan.*

*This certificate is valid
until _____.*

dd/mm/yyyy

QR-
code

**AKKREDITATSIYA
GUVOHNOMASIGA
QO'SHIMCHA**

_____-son
kk/oo/yyyy

*O'zbekiston Respublikasi
Investitsiyalar, sanoat va savdo
vazirligi*

_____ «_____»
(mamlakat nomi) (korxonona nomi)
_____ga
(tashkiliy-huquqiy shakli)

**ADDITION TO CERTIFICATE OF
ACCREDITATION**

No _____
dd/mm/yyyy

*Ministry of Investment, Industry and Trade
of the Republic of Uzbekistan extends the
period of Certificate of Accreditation of
Representative office of*

(organizational legal form)
«_____» _____
(company name) (country name)

by the name «_____»

«_____»

nomli vakolatxonasini ochish uchun berilgan guvohnoma muddatini uzaytiradi.

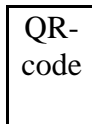
The Representative office carries out its activities in accordance with the legislation of the Republic of Uzbekistan.

Vakolatxona o'z faoliyatini O'zbekiston Respublikasining qonunchilik hujjatlariga muvofiq amalga oshiradi.

Pursuant to this Certificate the validity of activities of the Representative office

prolonged up to _____.
dd/mm/yyyy

Mazkur guvohnomaga asosan vakolatxonaning faoliyat muddati _____ yilgacha uzaytirildi.
kk/oo/yyyy



[本規定](#)附属書第5号

ウズベキスタン共和国領内における
外国営利団体駐在員事務所職員の認定に際して記入する
個人情報シート

**Персональные
данные**

(заглавными
буквами, как указано
в паспорте
(идентификационной
ID-карте))

Фамилия: _____
Имя: _____
Дата рождения: _____
Место рождения: _____
Гражданство: _____
Номер паспорта
(идентификационной
ID-карты): _____
Должность: _____
Адрес: _____

Фотография
за
последние 6
месяцев
(3.5 x 4.5
см)

**Контактные
данные**

(в Республике
Узбекистан)

Адрес (район, улица,
номер дома): _____

Номер телефона: _____
Адрес электронной
почты: _____

Примечания:

1. Все прилагаемые документы должны быть достоверными и быть отчетливо видимыми.

2. На фотографии не должно быть каких-либо повреждений или загрязнений, фонового освещения или тени от лица. Лицо должно быть отчетливо видно в центре фотографии со всеми особенностями и естественным цветом кожи.

APPLICATION FORM

Personal data

(in BLOCK
letters as
appeared in the
passport (ID-
card))

Family name: _____

First name: _____

Date of birth: _____

Place of birth: _____

Current
nationality:

Passport (ID-
card) number: _____

Representative
position: _____

Address: _____

Contact data

(In the Republic
of Uzbekistan)

Address (district,
street, house
number): _____

Telephone
number: _____

E-mail: _____

Please attach
photographs
taken within
the last 6
months
front view
(3.5 x 4.5 cm)

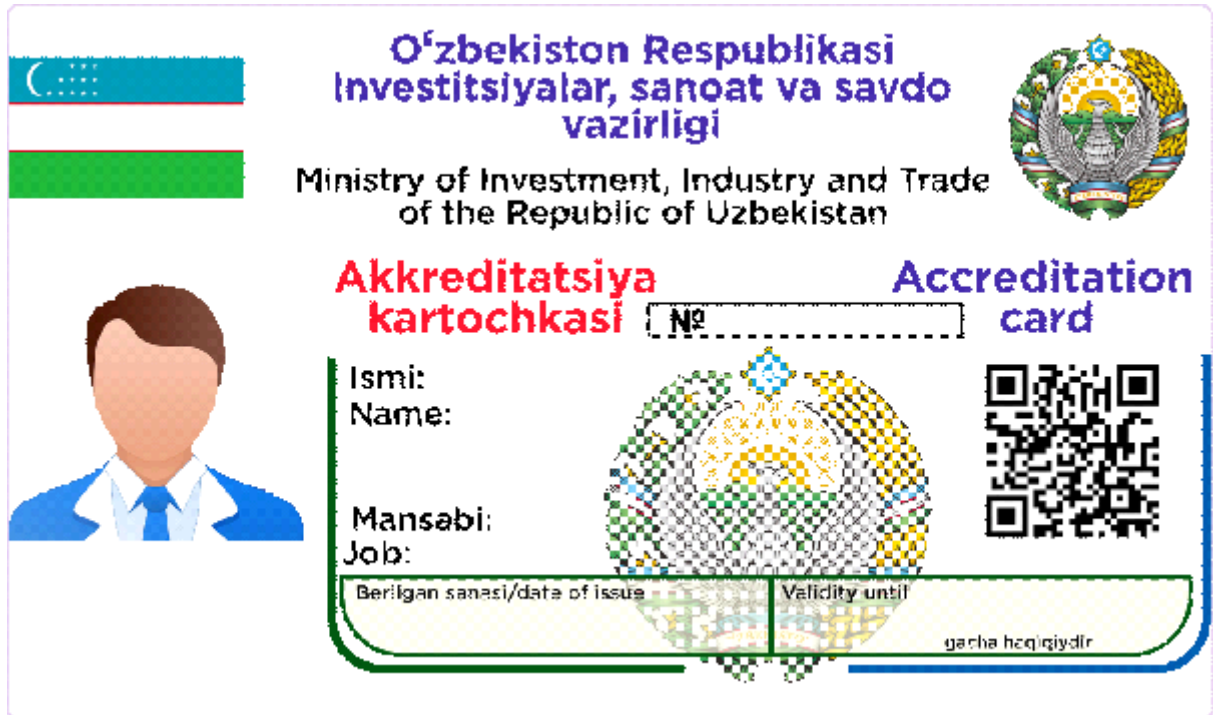
Note:

1. All documents should be valid and legible.

2. The photo should have no damage or impurities, no background light or shadow over face. The face should be centered in the photo with all the features clearly visible and natural skin tone.

外国人職員の認定カード
見本

(表面)



(裏面)



失効したものとみなされる特定のウズベキスタン共和国政府決定
一覧

1. 2000年10月23日付閣僚会議決定第410号「ウズベキスタン共和国領内における外国営利団体駐在員事務所の認定および活動の手順に関する規定の承認について」
2. 2011年10月28日付閣僚会議決定第290号「ウズベキスタン共和国領内における外国営利団体駐在員事務所の認定および活動の手順に関する規定の改定および補足について」
3. 2017年7月14日付閣僚会議決定第499号「特定のウズベキスタン共和国政府決定の改定について」附属書第13項
4. 2020年8月10日付閣僚会議決定第472号「特定のウズベキスタン共和国政府決定の改定、補足、および失効承認について」附属書第1号第1項
5. 2020年9月4日付閣僚会議決定第539号「法人、および駐在員事務所、支店、もしくは恒久的施設を介して活動を遂行する外国法人、ならびに企業活動を遂行する自然人に関する情報の収集、処理、保管システムのさらなる完全化に関する施策について」附属書第3号第1項
6. 2022年4月2日付閣僚会議決定第149号「医薬品および医療用製品に対する必須デジタルマーケティングシステムの導入について」附属書第7号第1項
7. 2022年11月1日付閣僚会議決定第631号「水および清涼飲料水に対する必須デジタルマーケティングシステムの導入について」附属書第6号第1項